

2024年5月

各位

新潟県労働金庫

令和6年能登半島地震で住宅に被害を受けられた方への
お見舞金の給付について

このたびの令和6年能登半島地震（以下、「能登半島地震」といいます。）により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さて、当金庫では、今般の能登半島地震により被災された皆さまを支援するため、特別融資制度（災害救援ローン）を実施するなど、各種相談に対応できるよう体制整備をはかってまいりました。

このたび、追加支援策として、当金庫で住宅ローンをご利用中の方で、能登半島地震により住宅に被害を受けられた方を対象に、住宅の被害状況に応じた「お見舞金」を給付することといたしましたのでご案内申し上げます。

【実施概要等について】

対象のお客様	当金庫で住宅ローンを利用されており、かつ能登半島地震の被害により罹災証明書等の発行を受けた方。 「お見舞金」の対象となるローンは以下のとおりです。 1. 不動産担保住宅ローン 2. 無担保住宅ローン（リフォームローン） 3. 借換専用住宅ローン ※住宅ローンのご用途は、住宅関連資金に限定させていただきます。 ※2024年1月以降に完済したローンも対象といたします。
お見舞金の金額	1. 全壊 融資利息1年相当分※（お一人あたり最高50万円まで） 2. 大規模半壊・中規模半壊・半壊 融資利息1年相当分※（お一人あたり最高25万円まで） ※2023年12月末現在の融資残高に、ご利用融資年利率を乗じた額（100円単位未満切捨て）とし、融資利息1年相当分が1万円に満たない場合、下限額を1万円といたします。 3. 準半壊・一部損壊 お一人あたり一律1万円
手続方法	市町村が発行する「罹災証明書」等と当金庫所定の給付申請書をご提出いただきます。

申 請 期 限	2024年9月30日（月）まで（当金庫到着）
そ の 他	<ol style="list-style-type: none">1. お受取り方法については、当金庫で申請書類の受付後、1ヶ月を目処にローンの返済用口座へ振込みいたします（口座への入金をもって給付のご案内に代えさせていただきます）。2. お見舞金の対象となるローンをご利用の方には、当金庫より個別にご案内いたします。3. お手続き等に関するお問い合わせは、当金庫のお取引店舗へご連絡ください。

以 上